

概要版

一般廃棄物処理基本計画(素案)

～ 市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築を目指して ～

2019(平成31)年度から2028(平成40)年度

君津市
マスコットキャラクター
きみびよん



平成31年 月



君津市

目次

第1章 基本的事項	
I 計画の基本的事項	3
1 計画の趣旨	3
2 計画区域	3
3 計画期間	3
4 計画の対象廃棄物	3
第2章 ごみ処理基本計画	
I ごみ処理の現状	7
1 ごみ処理の現状	7
2 その他団体との比較	8
II 市民アンケート	10
1 調査概要	10
2 調査結果	10
III 事業所アンケート	12
1 調査概要	12
2 調査結果	12
IV 中間評価	
1 前基本計画の数値目標	13
2 1人1日当たりのごみ排出量	13
3 リサイクル率	14
V ごみ処理の課題	15
1 ごみ分別の課題	15
2 ごみ排出量の課題	15
3 再資源化の課題	16
4 中間処理・最終処分の課題	16
5 ごみ処理に係る費用等の課題	16
6 その他の課題	17
VI 基本方針・数値目標	18
1 ごみ処理の基本方針	18
2 本基本計画の数値目標	19
VII 目標に向けた取組	22
1 減量化・再資源化の取組	23
2 廃棄物適正処理の取組	25
3 その他関連する取組	26

第3章 生活排水処理基本計画

I	生活排水処理の現状	3 1
1	生活排水処理の現状	3 1
2	中間評価	3 2
3	生活排水処理の課題	3 2
II	基本方針・数値目標	3 4
1	生活排水処理の基本方針	3 4
2	本基本計画の数値目標	3 5
III	目標に向けた取組	3 6
1	普及・適正管理の取組	3 7
2	生活排水適正処理の取組	3 7
3	その他関連する取組	3 8

第 1 章 基本的事項

I 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を策定することとされており、君津市（以下「本市」という。）においては、2014（平成 26）年度から 2023（平成 35）年度の 10 年間を計画年度として策定しています。

国・千葉県（以下「県」という。）の方針や本市の現状を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となり、更なるごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、適正な生活排水処理を推進し水環境の保全に努めるよう、一般廃棄物処理基本計画（以下「本基本計画」という。）を改定するものです。

2 計画区域

本基本計画の計画区域は、本市の全域とします。

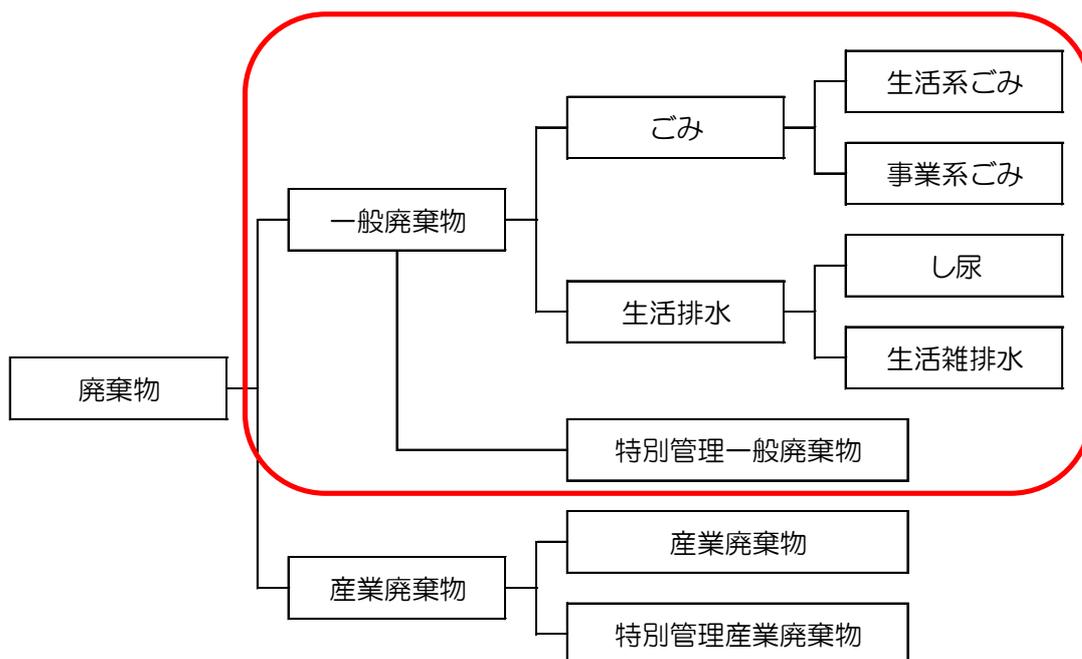
3 計画期間

本基本計画は、2019（平成 31）年度から 2028（平成 40）年度までの 10 年間を計画期間とします。

4 計画の対象廃棄物

本基本計画が対象とする廃棄物は、市民及び市内の事業者が排出する一般廃棄物とします。

図 1 対象となる一般廃棄物



第2章 ごみ処理基本計画

I ごみ処理の現状

1 ごみ処理の現状

ごみの分別区分は、資源ごみ14品目と可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、せん定木等及び有害ごみの計19品目に分別されます。ごみ処理フローの概要は次のとおりです。

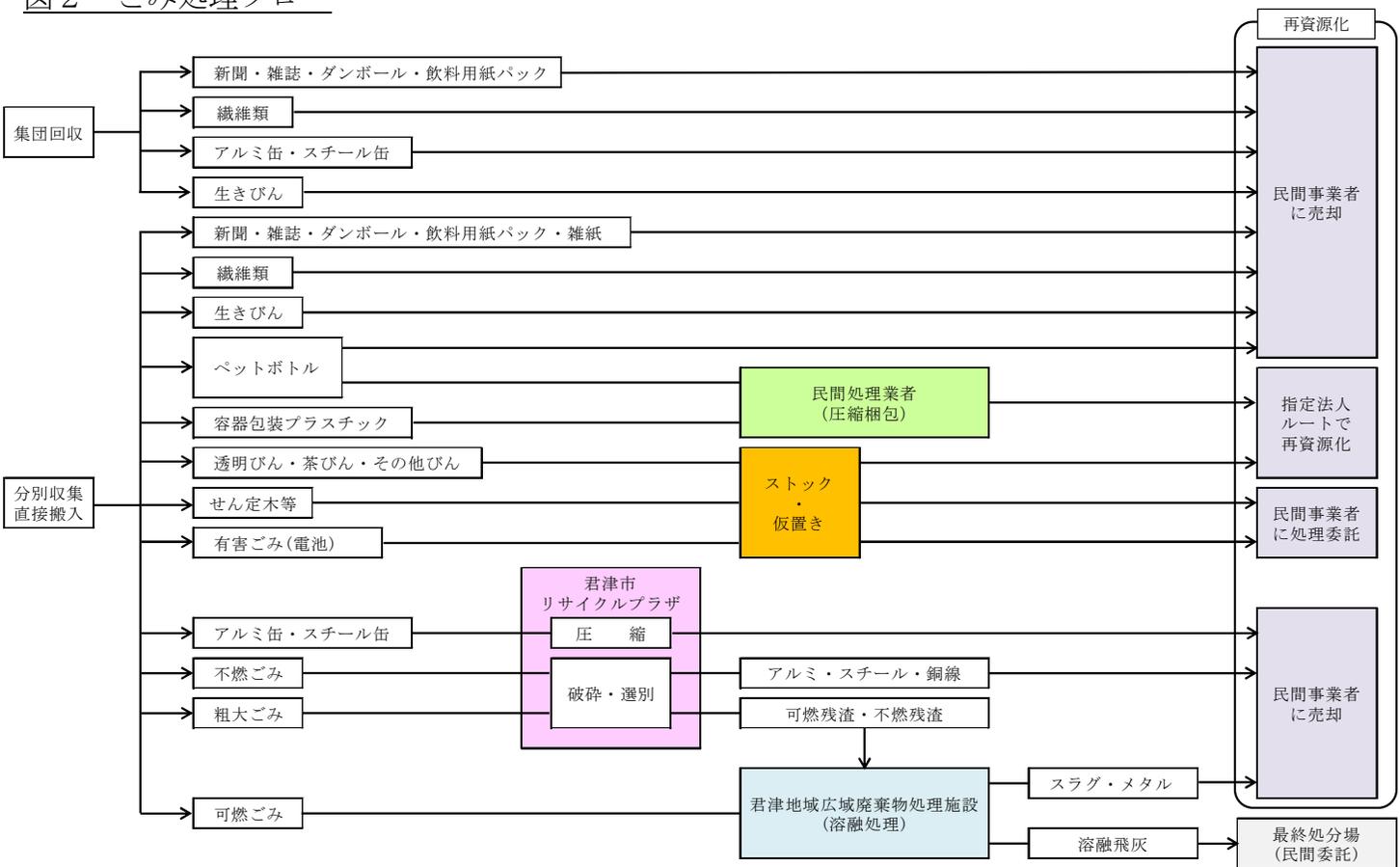


図2 ごみ処理フロー

2 その他団体との比較

(1) その他団体との比較

本市は、市町村を財政力指数による類型別に分類するとⅡ－2に分類（平成29年度市町村資料集）され、県内では袖ヶ浦市のみが同類型となっています。

そのため、前基本計画時点での類似団体等を含め比較を行ったところ、本市は、分別区分数が最も多い状況となっており、1人1日当たりの家庭系ごみ発生量（生活系ごみから資源ごみを除いたもの）は、野田市に次ぎ少なくなっています。

しかし、1人1日当たりの事業系ごみ発生量は、比較団体の平均を上回っている状況です。

表1 その他団体との比較

		人口	1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)				割合(%)		率(%)		ごみ処理費用		分別区分数
			全体	生活系	家庭系	事業系	生活系	事業系	リサイクル	最終処分	全体(千円)	1人当たり(円)	
1	君津市	86,815	932	605	469	327	64.9	35.1	27.6	3.1	1,444,915	16,644	19
2	銚子市	64,599	1,100	781	672	319	71.0	29.0	10.8	11.4	850,850	13,171	11
3	木更津市	134,515	1,142	684	552	457	59.9	40.0	24.3	3.4	2,593,894	19,283	12
4	野田市	155,161	766	605	434	160	79.0	20.9	29.5	6.2	1,616,971	10,421	11
5	茂原市	91,033	1,082	760	642	322	70.2	29.8	15.1	12.7	575,250	6,319	15
6	東金市	60,336	940	723	664	217	76.9	23.1	19.2	2.1	553,573	9,175	12
7	旭市	67,323	983	636	535	347	64.7	35.3	15.1	11.8	540,992	8,036	11
8	富津市	46,158	1,056	665	544	391	63.0	37.0	24.4	3.3	735,548	15,935	13
9	四街道市	92,132	828	692	554	136	83.6	16.4	17.6	9.3	1,254,592	13,617	17
10	袖ヶ浦市	62,241	951	721	560	231	75.8	24.3	27.6	3.0	962,704	15,467	8
11	八街市	72,193	932	756	631	176	81.1	18.9	19.2	5.4	927,480	12,847	15
12	印西市	96,802	880	691	521	189	78.5	21.5	27.1	3.9	697,308	7,203	15
13	白井市	63,733	836	626	489	210	74.9	25.1	25.3	3.9	464,729	7,292	17
14	富里市	50,050	960	689	616	272	71.8	28.3	17.4	7.9	644,292	12,873	9
15	香取市	79,174	1,016	767	621	249	75.5	24.5	15.4	15.0	534,675	6,753	12
16	山武市	53,566	739	580	517	160	78.5	21.7	17.7	7.0	588,964	10,995	14

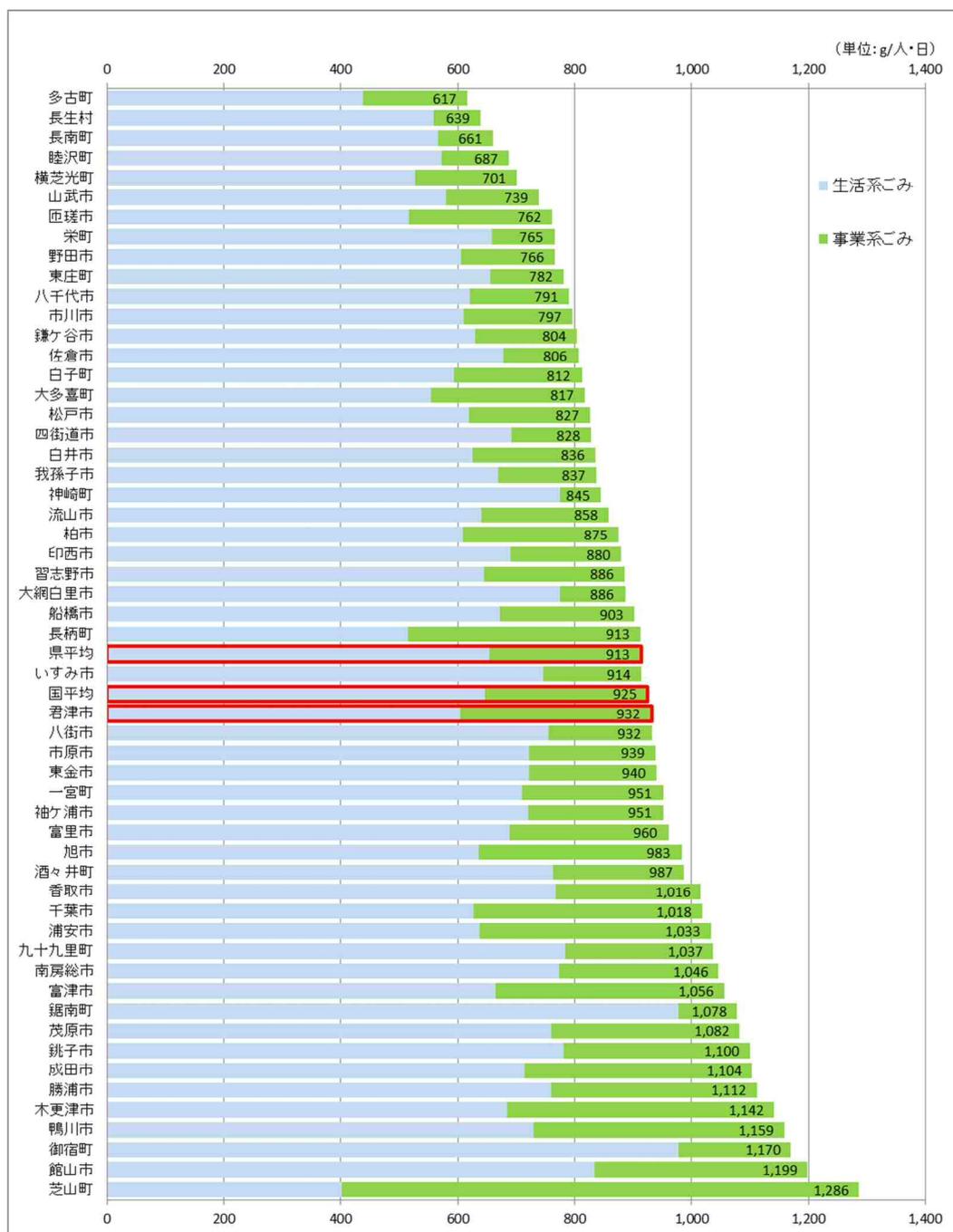
※整数や小数点第1位で四捨五入をしているため、合計が合わない場合があります。

(2) ごみ排出量の現状

平成 28 年度における県内市町村別の 1 人 1 日当たりのごみ排出量を比較すると、本市は、54 市町村中 30 番目となっています。

内訳をみると、生活系ごみは 12 番目、事業系ごみは 43 番目となっており、国・県平均と比較しても事業系ごみの割合が多くなっています。

図 3 1 人 1 日当たりのごみ排出量



II 市民アンケート

1 調査概要

ごみ処理に関する市民の意識を調査するため、平成30年8月に20歳以上の市民1,000人を無作為抽出し、ごみ処理に係るアンケート調査を実施しました。

2 調査結果

(1) 回答数 447件（送付件数1,000件【うち宛先不明2件】）

(2) 回答率 44.7%

(3) 結果概要

結果の概要としては、60歳以上の回答率が高く、性別では女性の回答が多くなっています。

ごみステーションのルール遵守等は、約91%以上の方から「できている」と回答いただきましたが、一方で、分別ルール等を「知らなかった」という回答も少数ながらありました。

また、ごみの減量化・再資源化の取組は必要と考えつつも、問題点としては、分別等の「手間や労力がかかる」との回答が最も多い結果でした。

食品ロスについては、約25%の方が「知らない」との結果でした。

表2 市民アンケート結果の概要

質問	回答
年齢をお答えください。	20歳代 7.8% 30歳代 11.0% 40歳代 12.8% 50歳代 15.0% 60歳以上 53.0% 無回答 0.4%
性別をお答えください。	男性 38.5% 女性 60.6% 無回答 0.9%
あなたの利用するごみステーションでは、ごみの出し方・分別ルールは守られていると思いますか。	できている 50.1% おおむねできている 41.2% あまりできていない 4.7% できていない 0.9% 無回答 3.1%
ごみの出す時間は、収集当日の午前6時から8時までとなっていることをご存じですか。	知っている 92.6% 知らなかった 4.3% 無回答 3.1%
資源ごみのペットボトル・容器包装プラスチックは、洗浄して排出いただくようお願いしておりますが、汚れがひどいものは資源ごみとしないことをご存じですか。	知っている 90.6% 知らなかった 6.3% 無回答 3.1%
本市では、ごみの減量・再資源化のため、市民の皆様には資源ごみ14品目の分別にご協力をいただいております。資源ごみの分別についてどう思いますか。	多い 27.3% 適量 67.3% 少ない 1.1% 無回答 4.3%
本市では、資源ごみ収集量が減量傾向にあります。資源ごみの主な排出先についてお答えください。	ごみステーション 79.9% 君津市清掃工場 6.9% その他 7.8% 無回答 5.4%
ご家庭で最近、次のようなことがありましたか。（複数可）	回答数 346件 新聞の購読をやめた 68件 雑誌の購入を控えている 138件 水筒・お弁当を持参している 168件 簡易包装の食品購入を心掛けている 139件

質 問	回 答
お住まいの地区では立ち当番等を実施していますか。	実施している 49.9% 実施していない 34.0% わからない 12.8% 無回答 3.4%
立ち当番は、ごみの分別等のルールをご理解いただくため有効である反面、立ち当番をされる方の負担も大きいと思われます。今後も立ち当番は必要だと思いますか。	必要である 29.5% 必要ない 65.8% 無回答 4.7%
立ち当番が必要だと思われる理由をお答えください。（複数可）	回答数 132件 分別ルール等が守られていないため 76件 地域コミュニティの一端を担っているため 59件 その他 18件
立ち当番が必要ないと思われる理由をお答えください。（複数可）	回答数 293件 分別ルール等が守られているため 159件 立ち当番が負担となるため 188件 その他 38件
ごみの減量・再資源化の取組みについてどう考えますか。	必要である 84.1% 必要ない 1.1% どちらともいえない 10.1% 無回答 4.7%
ごみの減量・再資源化へ取り組むうえで、問題点はありますか。（複数可）	回答数 426件 手間や労力がかかる 239件 コストがかかる 92件 ごみの区分がわからない 52件 問題はない 140件 その他 29件
日本では、年間600万トン以上の食品ロス（賞味期限切れの食品等、食べられるのに捨てられる食品）が発生しています。このことをご存知でしたか。	知っている 74.3% 知らない 25.1% 無回答 0.7%
食品ロス削減のためにさまざまな取組みがありますが、ご家庭で実践している取組みまたは今後、実践してみようと思う取組みをお答えください。（複数可）	回答数 438件 買いすぎない 286件 食材を無駄なくつかう 292件 食べきる 233件 作りすぎない 160件 外食の際食べ過ぎない 77件 その他 6件
市からのお知らせは主にどのような媒体で確認しますか。よくご覧になるものをお答えください。（複数可）	回答数 436件 ホームページ 40件 広報きみつ 283件 お知らせメール 55件 自治会回覧 347件 その他 5件

Ⅲ 事業所アンケート

1 調査概要

平成30年8月に市内の多量排出事業者（1日当たり100kg以上のごみの発生が見込まれる事業者）である42事業者に対して、ごみ処理に係るアンケート調査を実施しました。

2 調査結果

(1) 回答数 32事業者（送付件数42事業者）

(2) 回答率 76.2%

(3) 結果概要

結果の概要としては、事業所におけるごみは、回答いただいたすべての事業所で収集運搬許可業者と契約し処理しているとの結果でしたが、処理を任せているため、ごみの排出区分等の情報を「知らない」との回答もありました。

また、ごみの減量化・再資源化の取組状況としては、回答いただいたすべての事業者で「取り組んでいる」との結果でした。

表3 事業所アンケート結果の概要

質問	回答
事業所のごみは、市では収集を行わず（家庭ごみ集積所にはだせません。）事業所の責任で処理しなければなりません。事業所のごみをどのように処理していますか。（複数可）	収集運搬許可業者と契約している 32件 処理施設へ自ら持ち込んでいる 1件
産業廃棄物と一般廃棄物の区分をご存じですか。	知っている 93.8% 知らない 6.3%
近年、海洋ごみの問題から、プラスチックごみの適正処理が求められています。すべての事業活動の伴って排出される廃プラスチック類（ペットボトル、発泡スチロール等）は産業廃棄物に該当することはご存じですか。	知っている 71.9% 知らない 28.1%
事業所では産業廃棄物を適正に処理されていますか。	出来ている 87.5% 出来ていない 3.1% わからない 9.4%
ごみの減量・再資源化の取組状況をお答えください。	積極的に取り組んでいる 34.4% ある程度、取り組んでいる 65.6%
ごみの減量・再資源化へ取り組むうえで、問題点がありますか。（複数可）	回答数 32件 手間・労力・費用がかかる 17件 コスト削減につながりにくい 6件 ごみの区分がわからない 1件 方法がわからない 2件 従業員への徹底が難しい 7件 問題はない 7件 その他 1件
ごみの分別・減量等の情報はどのような媒体で確認していますか。（複数可）	回答数 30件 インターネット 13件 公共団体発行物 17件 刊行物 4件 その他 5件

IV 中間評価

1 前基本計画の数値目標

平成 25 年度に策定した一般廃棄物処理基本計画（以下「前基本計画」という。）の数値目標は次のとおりです。

表 4 前基本計画の数値目標

	平成30年度	平成35年度
ごみ排出量 (g/人・日)	950	900
リサイクル率 (%)	29.0	29.9

数値目標の達成状況及び評価は次のとおりです。

2 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量については、平成 29 年度時点において、平成 30 年度目標値を 34 g/人・日下回っており、達成できる見込みです。

生活系ごみについては、平成 30 年度目標値を 61 g/人・日下回っており、「単純従量制」による指定ごみ袋の有料化などによるものと考えられます。

一方で、事業系ごみについては、平成 30 年度目標値を 27 g/人・日上回っており、事業者への適正な処理方法の指導や再資源化ルート等の情報提供を強化する必要があります。

表 5 1人1日当たりのごみ排出量の実績と目標

単位：g/人・日

	【実績】 平成29年度	【目標】 平成30年度	実績-目標
ごみ排出量	916	950	-34
生活系ごみ	589	650	-61
事業系ごみ	327	300	+27

3 リサイクル率

リサイクル率については、平成 29 年度時点において、平成 30 年度目標値を 4.3 ポイント下回っており、達成が困難な状況です。

これは、資源ごみのうち、紙類の発生量が減少傾向にあることや、スーパーマーケット等での拠点回収が普及し、排出場所に選択肢が増えてきたことにより、資源ごみ収集量が減少傾向にあることなどが理由としてあげられます。

表6 リサイクル率の実績と目標

単位：%

	【実績】 平成29年度	【目標】 平成30年度	実績-目標
リサイクル率	24.7	29.0	-4.3

V ごみ処理の課題

1 ごみ分別の課題

(1) 分別品目

本市のごみの分別数は、19品目となっています。

市民アンケートの結果では、資源ごみの分別数に関して、約67%の方が「適量」、約27%の方が「多い」と感じているとの結果でした。

減量化・再資源化の取組に対して、分別等は必要不可欠ですが、排出者である市民への理解が重要であるため、要望等を踏まえて検討することが必要です。

(2) 分別の適正化

市民アンケートの結果では、分別等のルール of 徹底が「できている」または「おおむねできている」との回答が約91%となりましたが、引き続き、ごみの適正排出について周知を図ります。

(3) 産業廃棄物の適正処理

事業者アンケートの結果では、廃棄物の区分について「知らない」との回答があったことから、廃棄物の区分や処理方法等について周知を図ります。

2 ごみ排出量の課題

(1) 可燃ごみ

可燃ごみ削減のためには、生ごみの水切りや堆肥化、資源ごみの分別を徹底するとともに、食品ロス削減に向けた取組を実施します。

(2) 家庭系ごみ

国の指針においては、生活系ごみから資源ごみを除いたものを「家庭系ごみ」とし、2020（平成32）年度の目標として、約500g/人・日を掲げています。

本市では、2017（平成29）年度時点で463g/人・日となっており、既に国が掲げる目標値を達成していますが、今後も更なる削減を推進します。

(3) 事業系ごみ

1人1日当たりの事業系ごみについては、前基本計画で定めた目標値の達成は困難であり、2016（平成28）年度時点で国・県平均と比較すると40g/人・日以上上回っており、一層の削減を推進していく必要があります。

3 再資源化の課題

リサイクル率とは、「ごみ総排出量」のうち、「総資源化量（資源ごみ量、中間処理後に再生利用された量及び集団回収量の総計）」の占める割合のことです。

本市のリサイクル率は、市民の協力を得ることで、県内で高い水準となっています。

市民アンケートの結果では、減量化・再資源化への取組に関して、約84%の方が「必要」と感じているとの結果でしたが、一方で、約半数の方が「手間や労力がかかる」と感じているとの結果でした。

リサイクル率の向上のためには、排出者である市民の理解が重要となりますので、市民負担も考慮しつつ、国や先進事例等を勘案した施策を展開します。

4 中間処理・最終処分の課題

(1) 君津市リサイクルプラザでの中間処理

君津市リサイクルプラザでは、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別処理を行うとともに、アルミ缶・スチール缶の圧縮処理を行っていますが、平成9年度の稼働から約20年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

そのため、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

(2) 新たな中間処理施設の整備

君津地域4市では、可燃ごみ等の中間処理を君津地域広域廃棄物処理施設「株式会社かずさクリーンシステム」へ委託していますが、2026（平成38）年度末をもって事業期間が終了することから、新たな中間処理施設の整備を現在検討しています。

(3) 最終処分量

全国的に最終処分場の残余容量は減少傾向にあることから、ごみの発生抑制により、中間処理において発生する最終処分量の削減を推進します。

5 ごみ処理に係る費用等の課題

(1) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は減少傾向にありますが、今後も、適正かつ合理的なごみ処理を行い、処理経費の削減に努めます。

(2) 排出者の費用負担

ごみ処理に係る排出者の費用負担は、排出量に応じた負担の公平化や住民の意識改革を進めるとともに、ごみの排出抑制や再生利用促進の効果が期待されていますが、費用負担は排出者に影響もあることから、手数料水準の検証や、先進事例等を勘案し、必要に応じて料金の見直しを検討します。

6 その他の課題

(1) ごみステーションの管理

資源ごみの分別収集開始に伴い、ごみの分別ルール等が市民に周知されるまでの対策として、各自治会に、資源ごみステーションのいわゆる「立ち当番」をお願いしてきましたが、アンケート結果を踏まえ、今後のごみステーションの管理方法等について検討します。

(2) 災害廃棄物の適正処理

大地震や風水害に備え、早急に災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。

(3) 処理困難物の適正処理

一般廃棄物のうち、市の施設で処理することができない処理困難物については、市民・事業者へ適正な処理方法の周知を図ります。

(4) 広報等の周知の強化

更なるごみの減量化・再資源化の実現に向けて、市民・事業者等への情報提供は必要不可欠であることから、アンケート結果を踏まえ、様々な手法を検討します。

VI 基本方針・数値目標

1 ごみ処理の基本方針

(1) 基本目標

君津市総合計画における生活環境を保全するうえでの目標としている「安全安心に暮らせる自然と共生するまち」(防災・生活安全・環境分野)の実現のため、自然を保全し、環境への負荷が少ない循環型社会への転換を更に進めることで、自然と共生するまちを目指します。

(2) 基本方針

基本目標を達成するための、取組の柱となる基本方針は次のとおりです。

基本方針1 **4Rの推進**

ごみの減量化・再資源化を推進するためには、発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)の3Rが重要です。本市では、3Rに「ごみになるものを断る(リフューズ)」を加え4Rとして推進します。

基本方針2 **市民・事業者・行政の協働の推進**

循環型社会を構築するため、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や排出者責任を踏まえた取組を実施し、行政は市民・事業者を支援するための取組を実施することで、ごみの減量化・再資源化を推進します。

基本方針3 **適正処理の推進**

安全安心に暮らせるまちにするためには、ごみの排出・収集運搬・処理・処分 のすべてにおいて適切な対応が必要です。廃棄物の種類や排出方法に応じ、安全で効率的かつ適正な処理を推進します。

(3) 基本目標達成のための役割

ア 市民の役割

市民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、自らのライフスタイルの見直しを行い、発生抑制・再使用・再資源化・ごみになるものを断る4Rを推進するにあたって、中心的な役割を担っていくこととなります。

また、ごみ処理についても分別等のルールを遵守し、適正に処理することが必要です。

イ 事業者の役割

事業者は、自らが廃棄物の排出者であるとともに、消費者が排出するごみについても発生抑制が求められることを自覚しなければなりません。

事業活動を通して排出するごみについては、排出者責任を踏まえ自ら適正に処理し、資源の有効活用を進め、事業者間で協力し合いながらゼロエミッション型社会を実現するための中心的な役割を担っていく必要があります。

ウ 行政の役割

行政は、市民・事業者の行動を支援し、具体的な行動に結びつけて行くための重要な役割を担っています。

4Rの推進にあたり、現状の取組にとどまることなく、事業の効果を検証し、施策の見直しや新たな取組の検討を行い、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、新たな施策を展開することで、循環型社会を構築します。

2 本基本計画の数値目標

(1) 1人1日当たりのごみ排出量

	2023 (H35)	2028 (H40)
【 数値目標 】	877 g/人・日	850 g/人・日

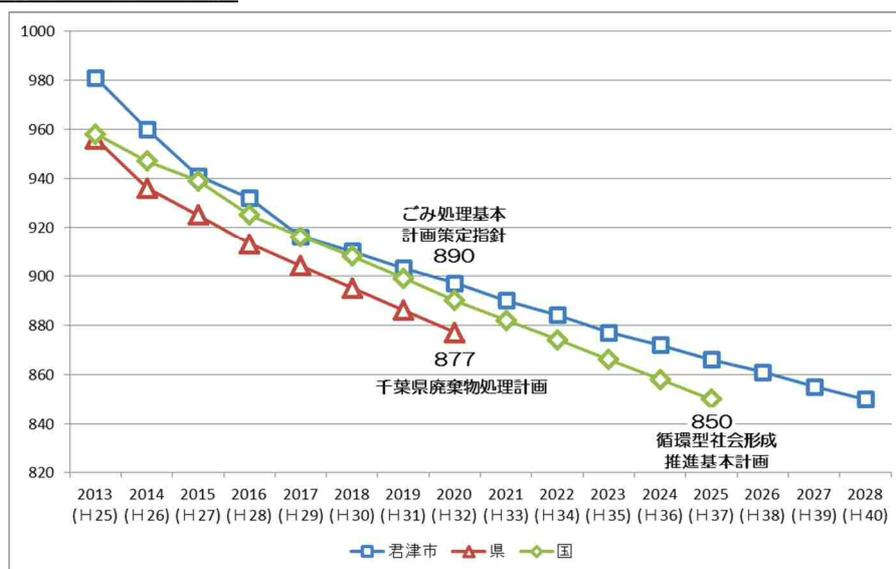
本市の1人1日当たりのごみ排出量は、2016（平成28）年度時点で国・県平均を上回っています。

過去5年のごみ排出量は、大きく減少してきましたが、これは主に家庭系ごみの排出量の減少によるものです。

家庭系ごみについては、国・県平均よりも既に減量化が進んでおり、今後は、減少が緩やかになることが見込まれます。

そのため、事業系ごみの削減を積極的に取り組むことで、国の第四次循環型社会形成推進基本計画（以下「国計画」という。）における2025（平成37）年の数値目標である850g/人・日を2028（平成40）年に達成する数値目標とします。

図4 数値目標の推移



※国・県平均は2016（平成28）年度までは実績で以降は目標値に向けた推移です。

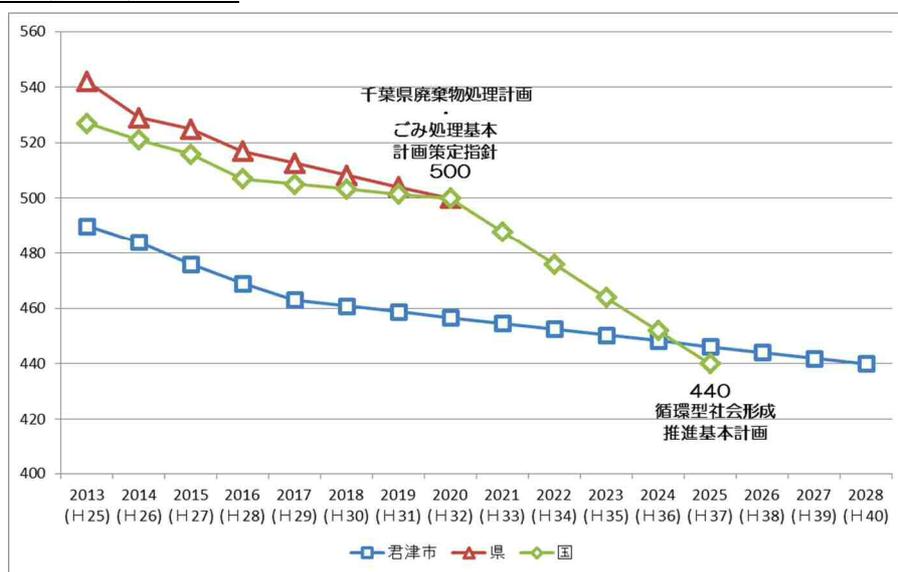
(2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（生活系ごみから資源ごみを除いたもの）

	2023 (H35)	2028 (H40)
【 数値目標 】	453 g/人・日	440 g/人・日

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、2016（平成28）年度時点で国・県平均を下回っています。

これは、市民の理解・協力によるものと考えられますが、今後は、減少が緩やかになることが見込まれることから、国計画における2025（平成37）年の数値目標である440 g/人・日を2028（平成40）年に達成する数値目標とします。

図5 数値目標の推移



※国・県平均は2016（平成28）年度までは実績で以降は目標値に向けた推移です。

(3) リサイクル率

	2023 (H35)	2028 (H40)
【 数値目標 】	29.2 %	33.0 %

本市のリサイクル率は、2016（平成 28）年度時点で国・県平均を上回っています。

これは、家庭系ごみと同様に市民の理解・協力によるものと考えられますが、ライフスタイルの変化等により、資源ごみ収集量が減少傾向にあり、県の第9次千葉県廃棄物処理計画に掲げる2020（平成32）年の目標値30%の達成は困難な状況です。

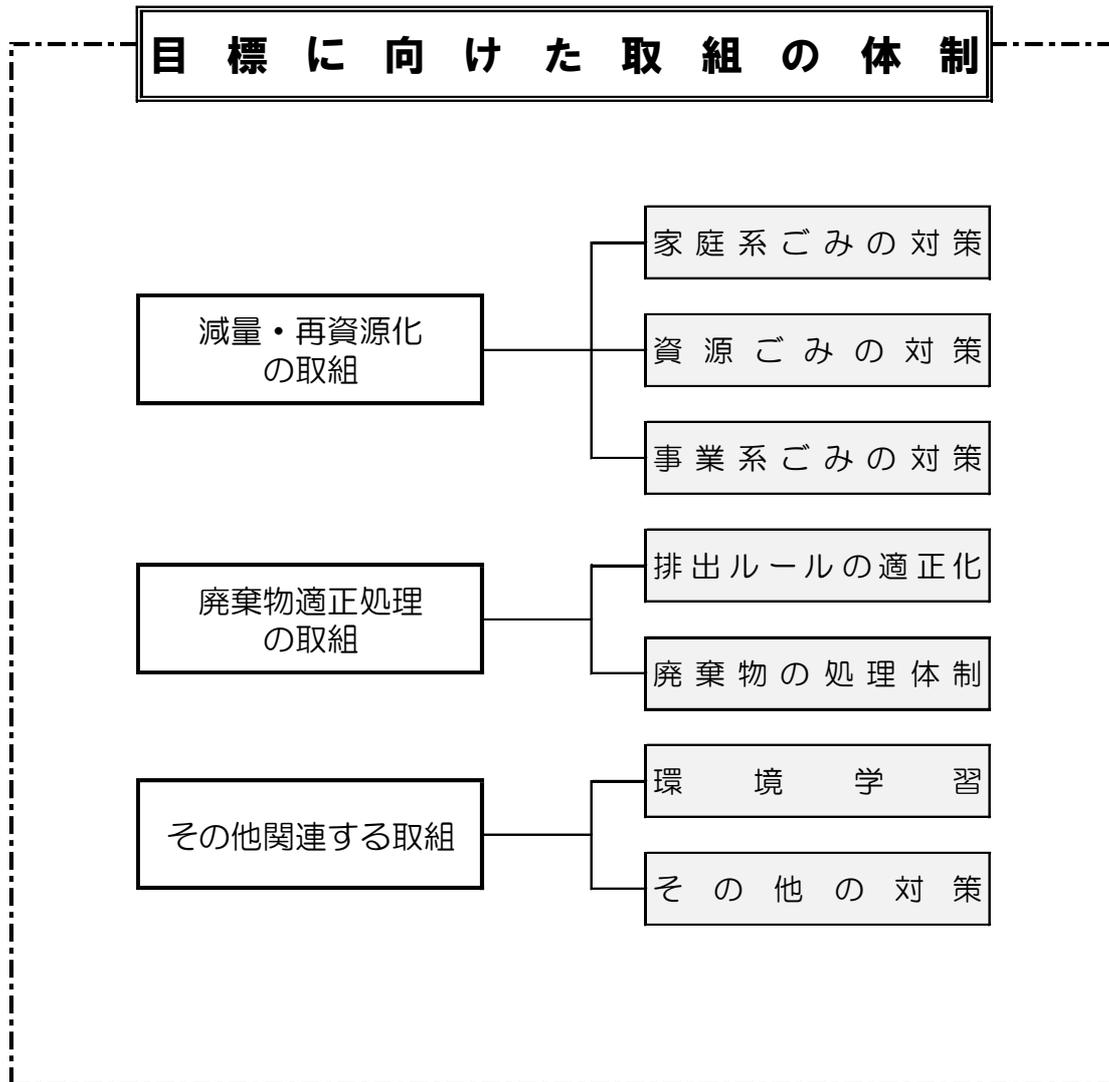
しかし、循環型社会を構築するうえでリサイクル率の向上は必要不可欠であり、分別の徹底や新たな施策を検討することで、2028（平成40）年度に33%を達成する数値目標とします。

図6 数値目標の推移



※国・県平均は2016（平成28）年度までは実績で以降は目標値に向けた推移です。

VII 目標に向けた取組



1 減量化・再資源化の取組

(1) 家庭系ごみの対策

ア 指定ごみ袋の有料化【継続】

ごみ処理に係る排出者の費用負担は、排出量に応じた負担の公平化や住民の意識改革を進めるとともに、ごみの排出抑制や再生利用促進の効果が期待されていますが、費用負担は排出者に影響もあることから、手数料水準の検証や、先進事例等を勘案し、必要に応じて料金の見直しを検討します。

なお、2歳6か月未満の乳幼児を養育する世帯、紙おむつを使用する寝たきり老人・身体障がい者（児）を介護している世帯については、特例措置として一定枚数の指定ごみ袋を配布しています。

イ グリーンコンシューマーの推進【継続】

環境に配慮した計画的・合理的な消費行動を実践するため、グリーンコンシューマーに関する情報提供を推進します。

ウ 生ごみ処理機等の購入費助成【継続】

生ごみ減量化対策の一環として、肥料化容器及び家庭用生ごみ処理機を購入する市民に対して購入費の一部を助成しています。

助成実績は減少傾向であり、今後、市民への制度及び減量効果等についての周知を行います。

エ 生ごみ等の水切りの徹底【新規】

生ごみ等の水切りを徹底することで、ごみ重量の減量を図ることができます。市民・事業者への周知を図ります。

オ ごみの減量化・再資源化協力店の拡大【継続】

市内において簡易包装等の減量化策を積極的に実施する「ごみ減量化・再資源化協力店」への参加を呼びかけるとともに、市民に対してPRし、消費者と協力店の相互協力によるごみの減量化・再資源化を推進します。

(2) 資源ごみの対策

ア 資源ごみ分別収集事業【継続】

50～100世帯ごとに資源ごみステーションを設け、資源ごみの収集量に応じ、当該ステーションを管理する自治会に対し、「資源ごみ回収事業推進協力団体交付金」を交付しています。

リサイクル率の向上のためには、資源ごみ収集量の増加が必要であり、分別方法やリサイクルに関する情報を発信し、市民の意識啓発を図ります。

イ 集団回収推進事業【継続】

P T Aや子ども会等の団体で、有価物となる新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、衣類、生きびん、アルミ缶、スチール缶を集めて回収業者に引き渡した場合、収集量に応じて回収団体及び回収組合に助成金を交付しています。

集団回収は、親のみならず子どもたちも回収に参加することにより、環境学習の場となり、リサイクル意識の向上に役立っています。

ウ リサイクル品情報交換コーナーの設置【継続】

市役所にリサイクル品情報交換コーナーを設け、市民から寄せられたリサイクル情報を公開するとともに、ホームページに掲載することで、市民間の不用品の再使用を促進しています。

エ 使用済み小型家電の回収【新規】

ごみの減量化・再資源化を促進するため、使用済み小型家電を回収していますが、リサイクル率の向上のため、品目の拡大等について検討します。

オ 中間処理施設での再資源化【継続】

君津市リサイクルプラザにおいて、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別処理を行うとともに、資源ごみとして収集したアルミ缶・スチール缶の圧縮処理を行い、金属類等の有価物を取り出し、再資源化しています。

可燃ごみ及び残渣等は、君津地域広域廃棄物処理施設にて熔融処理を行い、熔融処理に伴って発生するスラグは路盤材等、メタルは重機のカウンターウエイト等に再資源化されています。

引き続き、中間処理施設での再資源化を実施します。

(3) 事業系ごみの対策

ア 事業系一般廃棄物の減量計画書の提出【継続】

多量排出事業者等に対して、事業系一般廃棄物の減量計画書の提出を求め、提出された計画の内容を精査し、減量化・再資源化に向けた指導を行います。

イ リサイクル品の利用促進【継続】

事業者に対して、積極的にリサイクル製品や環境に配慮した製品を活用するよう要請します。

ウ 事業者の主体的な再資源化【継続】

事業所から排出される資源ごみについてもリサイクル業者等を紹介し、主体的な再資源化への取組みを要請します。

エ 食品ロスの削減【新規】

事業系ごみからは、可食部分を残した食品や賞味期限切れの食品が排出されているため、数量や作業工程等の見直しを要請します。

オ 事業系ごみの分別の徹底【継続】

事業者に対して、排出者責任や生産者責任を踏まえ、事業系一般廃棄物について、排出抑制と再資源化の向上を推進します。

また、一般廃棄物・産業廃棄物の分別を徹底させるために周知を行います。

2 廃棄物適正処理の取組

(1) 排出ルールの適正化

ア きみつくリーンカレンダー【継続】

本市では、市内を「23地区」に分け、ごみの分別収集を行っていますが、適正な分別収集を図るために、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの収集日を記載したきみつくリーンカレンダーを作成し、自治会回覧及び市内のアパート・自治会未加入世帯へポスティングすることで適正排出を促進します。

イ きみつくリーンガイドブック【継続】

きみつくリーンガイドブックを作成し、分別方法や排出方法、リサイクル対象家電等の処分方法について周知を図ります。

ウ 転入者等への対策【継続】

新たに市民となった方にも、きみつくリーンカレンダー及びきみつくリーンガイドブックを配布し、ごみの適正処理について周知を図ります。

エ 処理困難物の処理【継続】

市で処理することができない一般廃棄物について、きみつくリーンガイドブックやホームページ等により、適正な処理方法の周知に努めます。

オ 資源ごみステーション管理物品の貸与【継続】

資源ごみ飛散防止用のネットを貸与し、資源ごみステーションの適正管理を推進します。

また、収集車両及び中間処理施設での火災防止の観点から、エアゾール缶のガス抜き用物品も貸与し、適正処理を推進します。

カ 公共用ごみ袋【継続】

ごみステーションの管理等に使用する公共用ごみ袋を配布しています。

キ 警告シール【継続】

違反ごみが排出された場合、ごみステーションへ違反ごみを残し、違反者へその理由がわかりやすいよう警告シール貼り、ごみの適正排出を促進します。

ク 違反者指導【継続】

違反ごみの排出者が特定できた際は、違反者に対し、適正処理に努めるよう指導します。

ケ ごみステーションの管理【継続】

資源ごみの分別収集開始に伴い、自治会にて「立ち当番」の実施をお願いし、適正処理にご協力いただいておりますが、当番者の負担にもなっていることから、今後のごみステーションの管理方法等について検討します。

コ 特別管理一般廃棄物への対応【継続】

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されます。医療系廃棄物については、適正な処理・回収ルートを活用するよう啓発します。

(2) 廃棄物の処理体制

ア 収集運搬の許可【継続】

ごみ量の変化を捉え、将来の推計を見極めながら、過不足等を考慮して許可の可否を判断します。

イ 収集頻度の見直し【継続】

ごみの種類ごとの収集頻度について、市民の意見を踏まえながら、見直しについて検討します。

ウ ごみ処理の安定化【継続】

可燃ごみ及び不燃ごみ、粗大ごみの残渣については、君津地域広域廃棄物処理施設にて、安全で安定したごみ処理を実施します。

エ 最終処分量の削減【継続】

ごみの発生抑制や分別の強化により、埋立量の削減を図ります。

熔融処理で発生した飛灰を埋め立てる最終処分場の確保に努めます。

3 その他関連する取組

(1) 環境学習

ア きれいな街づくり推進事業啓発ポスター【継続】

市内の小中学生から、ごみの減量化、リサイクルの推進、地域の環境美化の促進と保護に対する意識を高めるためのポスターを募集し、意識啓発に努めます。

イ まちづくりふれあい講座【継続】

職員が出向くまちづくりふれあい講座により、ごみの適正処理等に関する情報提供、意識啓発に努めます。

ウ 施設見学【継続】

処理施設等の施設見学を実施し、ごみの減量化、分別徹底の必要性について啓発活動を行います。

エ コミュニケーションの充実【継続】

市民・事業者から意見等を募集し、今後の取組を検討します。

オ 学校における環境学習【継続】

子どもたちに循環型社会の構築に向けた知識と行動を習得してもらうため、学校での環境学習を推進します。

(2) その他の対策

ア 君津市廃棄物減量等推進員の委嘱【継続】

廃棄物の排出の抑制、再利用及び一般廃棄物の適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市の施策への協力その他の活動を行う、君津市廃棄物減量等推進員を平成30年4月現在、434名に委嘱しています。

イ 君津市廃棄物減量等推進審議会の設置【継続】

廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理の推進に関する事項等について、市長の諮問に応じ調査及び審議をするため、君津市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。委員は、市議会議員、学識経験者、事業者の代表及び市民の代表などで構成されています。

ウ 環境美化の推進【継続】

ごみの散乱を防止し、よりよい環境づくりを目的として、環境美化の日（5月30日）前後に「散乱ごみ一掃クリーン作戦」を実施するとともに、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組みます。

エ 不法投棄対策【継続】

不法投棄を防止するため、環境監視員や不法投棄監視員によるパトロールを行い、不法投棄多発重点地区には移動式の監視カメラを設置します。また、行為者が判明した場合は、県及び警察と連携して厳しく対処する等、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。

土地所有者・管理者に、柵や看板の設置を促す等、不法投棄に対する注意を呼びかけます。

オ 災害廃棄物処理計画の策定【継続】

国の防災基本計画、県の地域防災計画及び君津市地域防災計画等に基づき、災害時の廃棄物の処理に関する具体的な行動に関する計画を策定します。

第 3 章 生活排水処理基本計画

I 生活排水処理の現状

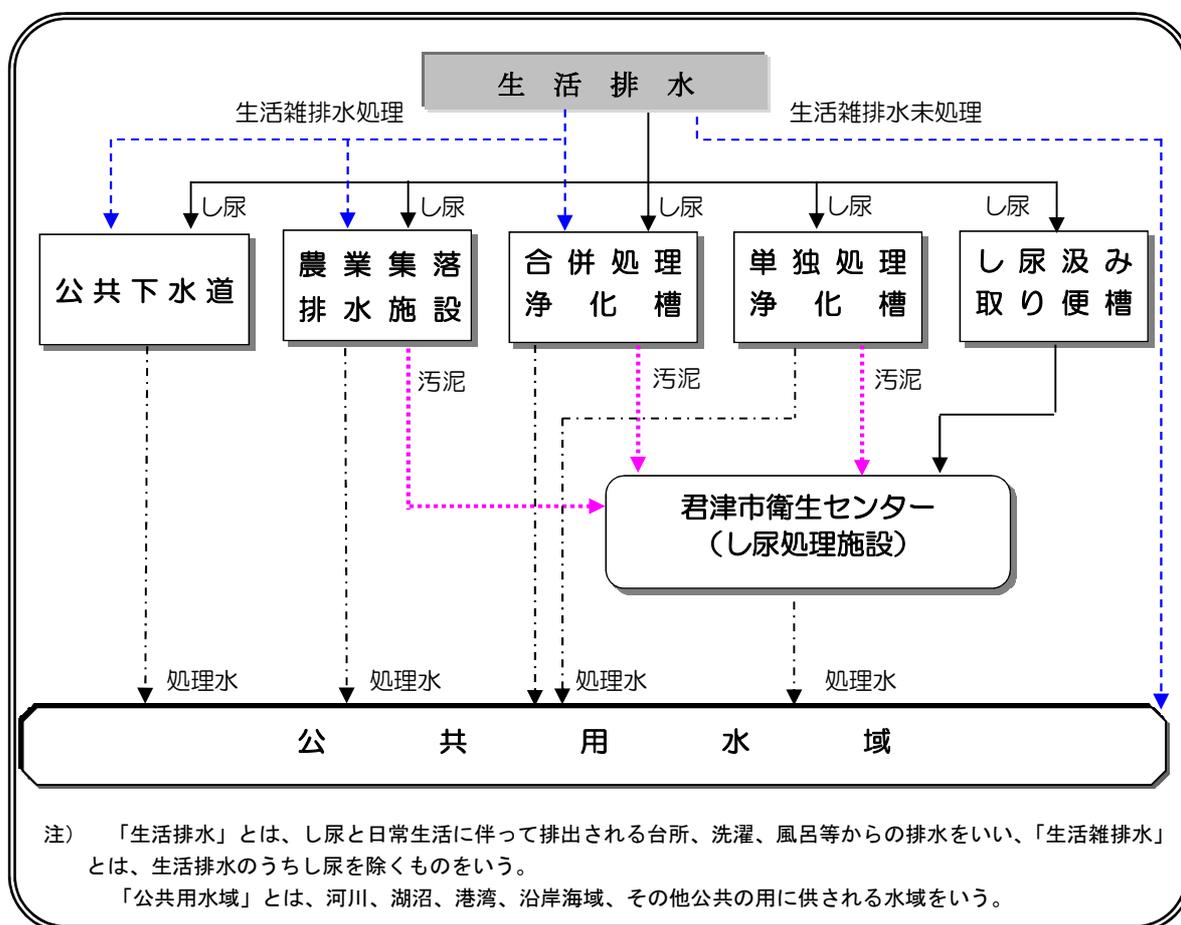
1 生活排水処理の現状

生活排水は、し尿と生活雑排水に区分され、生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設で処理を行っていますが、単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽を設置している家庭では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流されています。

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽から発生するし尿・浄化槽汚泥は、衛生センター（し尿処理施設）で処理しています。

なお、大和田団地で発生する浄化槽汚泥は、民間事業者へ委託し、資源化しています。

図7 生活排水の処理フロー



2 中間評価

生活排水処理率は、平成 29 年度時点において、平成 30 年度目標値を 1.6 ポイント上回っており、既に目標値を達成しています。

しかし、平成28年度における生活排水処理率は、国・県平均を下回っていることから、更なる生活排水処理率の向上が必要となっています。

表 7 生活排水処理率の実績と目標

単位：%

	【実績】 平成29年度	【目標】 平成30年度	実績-目標
生活排水処理率	67.4	65.8	+1.6

3 生活排水処理の課題

(1) 生活排水の未処理放流

単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽を設置している家庭では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されており、水質汚濁の要因となっています。

平成28年度における生活排水処理率の国平均は86.0%、県平均は84.2%に対し、本市は66.4%にとどまっております。前基本計画の平成30年度目標である65.8%を達成しましたが、33.6%が生活雑排水を処理していない状況となっています。

市内の河川や東京湾の水質浄化、環境保全を図るうえで、行政が主体となり公共下水道等の生活排水処理施設の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

また、公共下水道、農業集落排水施設については、施設を整備した後の接続を促進するとともに、単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽を設置している家庭については、合併処理浄化槽への切り替えについて啓発や支援策を講じていきます。

(2) 合併処理浄化槽の適正な維持管理

下水道と同程度の汚水処理性能を持つ浄化槽の構造は、建築基準法で定められており、正しい使い方と適正な維持管理を行えば、本来の機能を十分に発揮することができます。

しかし、使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、逆に生活環境を悪くする原因になってしまいます。

そのため、合併処理浄化槽の適正な維持管理方法について、啓発や指導を行います。

(3) 新たなし尿処理施設の整備

既存のし尿処理施設は、施設稼働から40年以上が経過しており、整備補修や改造を行い延命化に努めてきましたが、老朽化が進んでいる施設の更新を図るため、新施設の整備を推進していく必要があります。

Ⅱ 基本方針・数値目標

1 生活排水処理の基本方針

(1) 基本目標

君津市総合計画における生活環境を保全するうえでの目標としている「安全安心に暮らせる自然と共生するまち」(防災・生活安全・環境分野)の実現のため、公共下水道計画区域外の地域での生活排水処理については、合併処理浄化槽の普及促進を図り、川や海の水質保全を目指します。

(2) 基本方針

基本目標を達成するための、取組の柱となる基本方針は次のとおりです。

基本方針1 生活排水処理施設の整備・普及

公共用水域に未処理で放流されている生活雑排水を適正に処理するため、公共下水道、合併処理浄化槽の整備・普及を推進します。

基本方針2 生活排水の適正処理の推進

合併処理浄化槽の適正な維持管理について啓発や指導を行うとともに、公共下水道、農業集落排水施設への接続や合併処理浄化槽への転換を促進することで、水質浄化、水環境の保全に努めます。

(3) 基本目標達成のための役割

ア 市民の役割

- ・市民一人ひとりが生活排水を排出する当事者であることを認識し、水環境の保全、環境負荷の軽減に努めます。
- ・公共下水道計画区域内にあつては公共下水道への接続、公共下水道計画区域外にあつては合併処理浄化槽への転換に協力します。
- ・浄化槽の設置者は、適正な維持管理に努めます。

イ 事業者の役割

- ・事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他汚染物質については、適正な処理が行えるよう、処理施設の整備に努めます。
- ・公共下水道計画区域内にあつては公共下水道への接続、公共下水道計画区域外にあつては合併処理浄化槽への転換に協力します。

ウ 行政の役割

- ・公共下水道の整備を推進します。
- ・合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、補助金制度の周知を図ります。
- ・適正な中間処理を実施するとともに、老朽化したし尿処理施設については、新施設の整備を推進していきます。

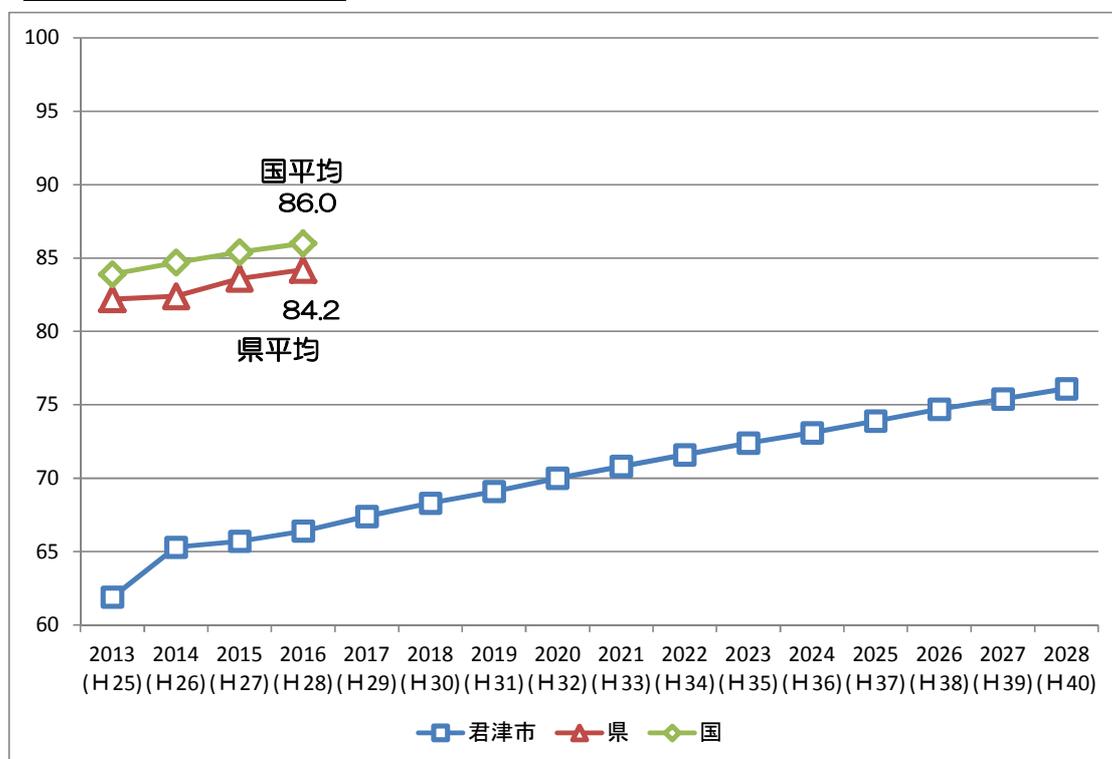
2 本基本計画の数値目標

	2023 (H35)	2028 (H40)
【 数値目標 】	72.4 %	76.1 %

本市の生活排水処理率は向上傾向にありますが、2016（平成28）年度時点で、国平均と比較すると19.6ポイント、県平均と比較すると17.8ポイント下回っています。

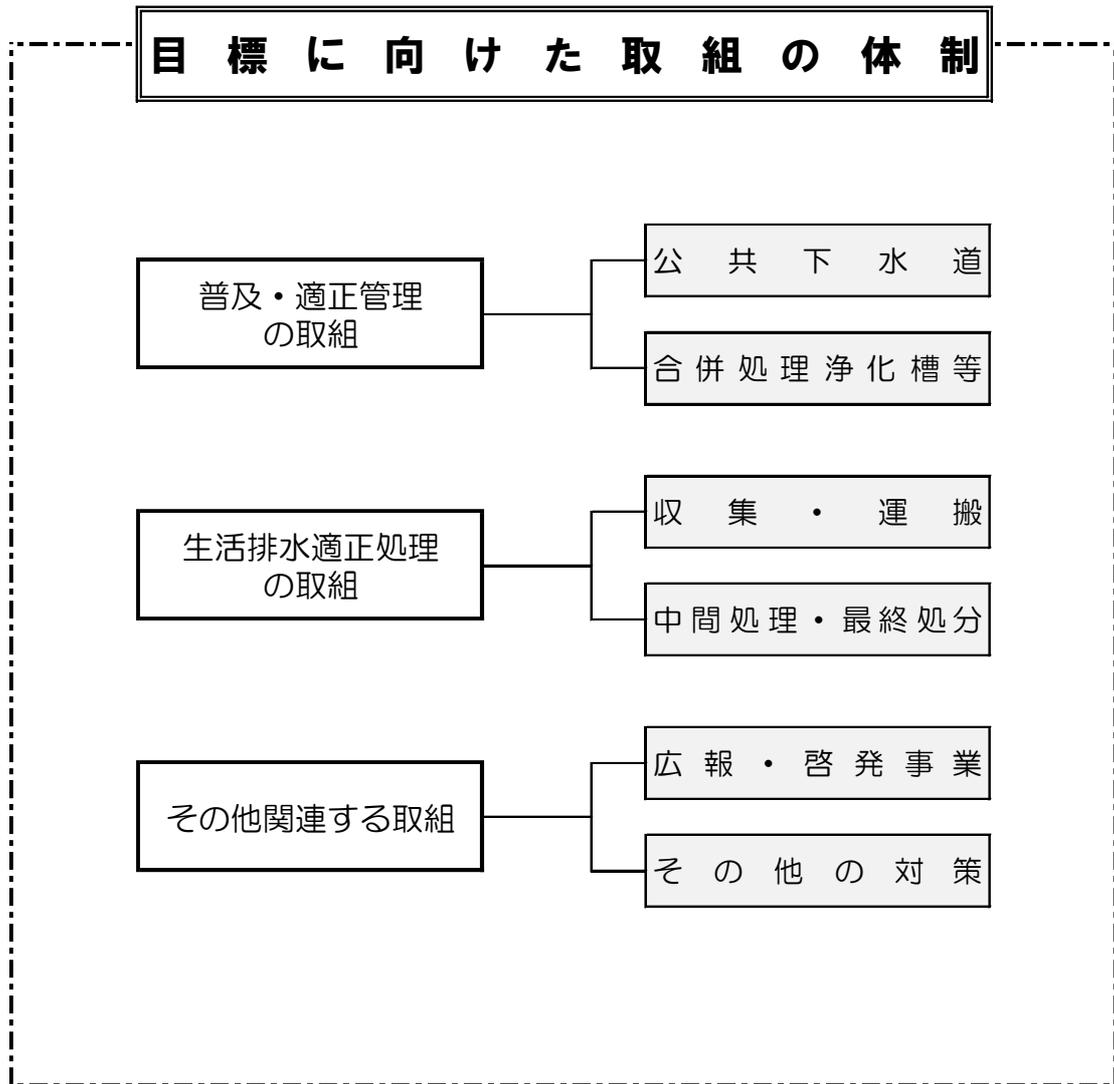
本基本計画において、基本方針等に基づく施策推進の目標を明確にするため、生活排水処理に係る達成すべき数値目標を設定します。

図8 数値目標の推移



※国・県平均は実績のみ

Ⅲ 目標に向けた取組



1 普及・適正管理の取組

(1) 公共下水道

ア 公共下水道整備の推進【継続】

公共下水道事業計画区域内の未整備地区の整備を推進します。

イ 公共下水道の利用促進【継続】

公共下水道計画区域内で供用が可能な地域については、補助制度、利子補給制度の周知を図るなど、公共下水道への接続を促進します。

(2) 合併処理浄化槽等

ア 合併処理浄化槽の普及【継続】

公共下水道計画区域外または公共下水道が整備されるまでに、相当の期間を要する区域については、合併処理浄化槽の設置を促進します。

合併処理浄化槽を設置する際の補助制度について周知を図ります。

従来の合併処理浄化槽は、BOD、CODの軽減に重点を置いていましたが、汚濁負荷の原因となっている窒素、りんも除去できる高度処理型浄化槽の設置を普及します。

イ その他生活排水処理施設の検討【継続】

生活排水の適正処理を図るために、公共下水道、農業集落排水施設、個人設置型合併処理浄化槽に加えて、地域の状況に応じた生活排水処理施設の整備について検討します。

ウ 浄化槽の適正管理【継続】

浄化槽を使用する市民に対しては、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実施について啓発し、適正管理が行われるよう指導します。

2 生活排水適正処理の取組

(1) 収集・運搬【継続】

し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽を設置している家庭から発生するし尿・浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集を行います。

(2) 中間処理・最終処分

ア し尿・浄化槽汚泥の処理【継続】

し尿・浄化槽汚泥は、衛生センターで適正に処理します。

イ 汚泥等の処理・処分【継続】

処理後に発生する汚泥等は、君津地域広域廃棄物処理施設で熔融処理します。

新たなし尿処理施設の整備後は、汚泥の含水率を70%以下とし、助燃剤として可燃ごみと混焼することにより、君津地域広域廃棄物処理施設で使用する燃料の削減に努めます。

ウ し尿処理施設の整備【継続】

し尿処理施設整備基本構想の結果を踏まえ、新施設の整備に向けた具体的な施設計画を策定します。

現施設については新施設の整備までの間、費用対効果、設備機器の損傷程度などを総合的に考慮し、必要な整備を行います。

新施設は、資源循環型社会の構築に考慮した汚泥再生処理センターとして整備し、従来のし尿処理施設から脱皮を図ります。

3 その他関連する取組

(1) 広報・啓発事業【継続】

広報、ホームページ等を活用し、生活排水処理の重要性や利用促進について継続的かつ効果的に情報を発信します。

(2) その他の対策【継続】

平成28年6月に一般廃棄物収集運搬業許可業者と「災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書」を締結していますが、国の防災基本計画、県の地域防災計画及び君津市地域防災計画等に基づき、災害時の廃棄物の処理に関する具体的な行動に関する計画を策定します。